

平成24年2月藤枝市議会定例会
文教建設経済委員会委員長報告
(議案審査)

本会議5日目
(平成24年3月16日)

本委員会に付託されました議案14件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、第30号議案「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」のうち、本委員会に分割付託された条項について申し上げますが、質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第38号議案「藤枝市営住宅設置条例の一部を改正する条例」、第39号議案「藤枝市営住宅管理条例の一部を改正する条例」、及び第40号議案「藤枝市改良住宅管理条例の一部を改正する条例」、以上3件について申し上げますが、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第41号議案「藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「今回の改正において、マーじゃん、ぱちんこなどの遊戯店は建築できないことになっているが、ゲームセンターなどの設置についてはどうか伺う。」という質疑があり、これに対して「ゲームセンターでもスロットルなどの遊戯性のあるものは、ぱちんこ屋に類すると判断される。」という答弁がありました。

このほか、特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第42号議案「藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「市が一般廃棄物を処分する為に設置する施設に置く技術管理者の資格を規定した理由について伺う。」という質疑があり、これに対して「国の廃棄物処理法第21条の改正により、処理施設に技術管理者を置くことが義務付けられたため、改正するものである。」という答弁がありました。

このほか、特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案「藤枝市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「これだけの改正ならば合併時に統合出来たと思うが、時間のかかった理由を伺う。」という質疑があり、これに対して、「統合は、施設の更新計画等をもとにした水道事業基本計画を策定のうえで、厚生労働大臣の事業変更認可を受けて行なう方針で進めてきた。これは、既定の方針である。」との答弁がありました。

次に、「今回の改正を経て旧藤枝市と旧岡部町の水道料金の統合はいつ行なわれるのか伺う。」という質疑があり、これに対して「厚生労働大臣の変更認可を受けたあと、平成24年度中に方向性を出したい。」という答弁がありました。

このほか、特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第44号議案「藤枝市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、第45号議案「藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例」、第46号議案「藤枝市立図書館条例の一部を改正する条例」及び、第47号議案「藤枝市立公民館条例の一部を改正する条例」、以上4件について申し上げますが、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案「市道路線の廃止について」申し上げます。

一委員より、「今回の市道の廃止の理由について伺う。」という質疑があり、これに対して「昭和55年から昭和57年にかけて同地区で区画整理事業がなされ市道要件がなくなっていたことが判明した為である。」という答弁がありました。

このほか、特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

最後に、第50号議案「市道路線の廃止について」及び、第51号議案「市道路線の認定について」、以上2件について申し上げますが、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告いたします。